

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置要領（以下「要領」という。）の円滑な運用を図るため、要領の別表第1及び別表第2に掲げる措置要件について必要な事項を定めるものとする。

(措置要件の適用基準)

第2条 要領別表第2第13号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。

なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。

- (1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 県庁舎等の維持管理業務等に関して正当な理由なく落札決定後辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合

2 前項の「県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合」とは、次の各号いずれかの事例に該当する場合をいう。

- (1) その行為により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者が、有資格業者の代表役員等又は一般役員等である場合
- (2) (1)に掲げる場合の他、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、指名停止を行う必要があると知事が認めた場合

(期間の加算)

第3条 次の各号に該当するときは、要領別表各号の期間（短期）にそれぞれ1か月を単位として加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき
- (2) 2以上の契約違反等（要領別表第1第4号に該当）又は不正若しくは不誠実な行為（要領別表第2第13号に該当）が行われたとき
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき
- (4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき

2 次の各号に該当する場合は、要領別表各号の期間（短期）にそれぞれ2か月を単位として加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき
 - (2) 違反行為を主導していたとき
 - (3) 独占禁止法違反により、刑事告発がなされたとき
 - (4) 要領第4条各号に該当するとき
 - (5) 発注機関が異なる契約等で違反行為が確認されたとき
- 3 前2項の規定にかかわらず、社会に与える影響が重大又は極めて悪質と認められる場合は、1.5倍を限度として期間を加算することができる。

(措置の初日)

第4条 措置の初日は、入札参加資格停止を通知した日の翌日とする。この場合において、その日が佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日に当たるときは、その翌日とする。

附 則

この基準は、平成24年3月13日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。